

平成 25 年度第 1 回(通算第 17 回)
冷凍空調規格委員会 議事録 (案)

I. 日時：平成 26 年 3 月 14 日(金) 14:00～17:00

II. 場所：高圧ガス保安協会 第 1 会議室

III. 出席者（順不同、敬称略）

委員長：功刀

副委員長：小口

委員：松尾、福田、伊藤、辻、松浦、古田、澤柳、三好、小川、高木、森田、
西沢

KHK：栗原、松本、飯沼、鈴木

IV. 配付資料

資料 110 前回議事概要 (案)

資料 111 冷凍空調規格委員会委員名簿

資料 112 技術基準整備 3 ヶ年計画 (平成 26～28 年度) (案)

資料 113 危害予防規程の指針の改正について

資料 114 危害予防規程の指針 KHKS1301(2014) (案)

資料 115 冷凍空調装置の施設基準(アンモニア施設編)の見直しについて

資料 116 冷凍空調装置の施設基準(アンモニア施設編)新旧対照表

資料 117 冷凍空調装置の施設基準(アンモニア施設編)KHKS0302-4(2014) (案)

資料 118 冷凍用圧力容器の溶接基準の見直しについて

資料 119 冷凍用圧力容器の溶接基準新旧対照表

資料 120 冷凍用圧力容器の溶接基準 KHKS0301(2014) (案)

V. 議事概要

1. 報告

事務局から、委員出席者数は 14 名であり、規格委員会規程第 1 4 条第 1 項に定める定足数を満足する旨の報告があった。

2. 議案

(1) 資料 110 に基づき、前回の議事概要案が通読された後、承認された。

(2) 技術基準整備3ヶ年計画について

事務局から資料 112 に基づき次の説明があり、その後3ヶ年計画案は了承された。

- ・ 冷凍空調装置の施設基準（フッ素系・二酸化炭素の施設編、フッ素系（不活性のものに限る。）冷凍能力 20 トン未満の施設編及び可燃性ガス（微燃性のものを含む。）の施設編）を平成 27 年度後半から検討を始めたい。
- ・ 冷凍空調装置の施設基準（アンモニア等毒性ガスの施設編）及び冷凍用圧力容器の溶接基準は、平成 26 年度前半までに終えたい。
- ・ 経済産業省において省令改正の後、指針改正案の作成・見直しを行い、順次パブリックコメント、プロセスレビューを経た後、KHKS の改正の予定である旨の説明があった。

この後、資料 112 について挙手による採決を行い、全員一致で議決された。

(3) 危害予防規程の指針 KHKS1301(2010)等の見直しについて

経済産業省において、省令が改正された後、危害予防規程の指針の改正を順次行う旨の説明があった。また、この指針に加えて、保安教育計画の指針、地震防災規程の指針、東南海・南海地震防災規程の指針及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の指針も併せて審議を行うこととし、了承された。

(4) 冷凍空調装置の施設基準(アンモニア施設編)改正案の審議

事務局から資料 115、116 及び 117 に基づき説明があり、次の意見があった。

- ・ 資料 116 の「2.1 冷凍設備」の安全装置には、安全弁、圧力逃がし装置も含まれるのではないか。
- ・ 「低圧容器室」は、既存の施設ではまだ存在するものがあるのではないか。
- ・ 「2.16 火気」の b) ・ ・ ・ ・ ・ 400℃以上 は、 b) ・ ・ ・ ・ ・ 400℃未満ではないか。

- ・火気の付近には「油を置かない」旨の規定は必要ないか。

(5) 冷凍用圧力容器の溶接基準案の審議

事務局から資料 118、119 及び 120 に基づき説明があり、次の意見があった。

- ・資料 120 の 18 頁、4. 溶接施工は、現場施工の配管に対しては、溶接施工方法を確認するための試験はできないのではないか。

「溶接施工は、・・・」を「容器の溶接施工は、・・・」としてはどうか。

この後、施設基準案及び溶接基準案について各委員から別途意見を提出いただき、各分科会において検討を行い、当該意見に対する検討結果について書面審議を実施し、了承を得た後、書面投票を行うこととした。

以上